

大曾公園及び 常滑市グリーンスポーツセンター

指定管理者 募集要項

令和5年8月

常滑市都市計画課

【目次】

| | | |
|-----|----------------------|-------|
| 1 | 指定管理者制度の趣旨 | 3ページ |
| 2 | 募集の概要 | 3ページ |
| 3 | 対象施設の概要 | 3ページ |
| 4 | 指定管理者として行う業務の範囲 | 5ページ |
| 5 | 市及び指定管理者の業務分担（リスク分担） | 5ページ |
| 6 | 指定管理料 | 5ページ |
| 7 | 利用料金制 | 6ページ |
| 8 | 自主事業の実施 | 6ページ |
| 9 | 指定管理料の精算 | 6ページ |
| 10 | 申請資格 | 7ページ |
| 11 | 提出書類 | 7ページ |
| 12 | 手続・スケジュール一覧 | 7ページ |
| 13 | 募集要項等の配布 | 7ページ |
| 14 | 提出期間・提出場所等 | 7ページ |
| 15 | 申請者説明会 | 8ページ |
| 16 | 質問書の受付及び回答 | 8ページ |
| 17 | 候補者の選定方法 | 9ページ |
| 18 | 選定結果の通知 | 9ページ |
| 19 | 指定の手続 | 9ページ |
| 20 | 協定の締結 | 9ページ |
| 21 | 常滑市公契約条例に係る書類の提出 | 10ページ |
| 22 | その他 | 10ページ |
| 23 | 提出先及び問合せ先 | 10ページ |
| 別表1 | 業務分担表（リスク分担表） | 11ページ |
| 別表2 | 指定管理者選定基準 配点表 | 12ページ |

大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンター指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託者制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者やNPO法人等の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

2 募集の概要

本市では、大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンターの指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

(1) 施設名称

- (ア) 大曾公園
- (イ) 常滑市グリーンスポーツセンター

(2) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

指定管理者の募集及び選定は公募型プロポーザル方式を採用し、書類審査及びヒアリングにより指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を一団体選定します。

選定は、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査します。

(4) 常滑市議会の議決

選定委員会において候補者を選定後、常滑市議会（以下「市議会」という。）において、指定管理の指定及び債務負担行為の議決を経て、指定管理者として指定します。

(5) 協定の締結

常滑市は、市議会の議決後に候補者と細目について協議を行い基本協定を締結します。

(6) 担当

常滑市建設部都市計画課 TEL0569-47-6122（直通）

3 対象施設の概要

(ア) 大曾公園

各種スポーツ施設が整う運動公園で、日々練習や競技大会が行われています。

(1) 場 所 常滑市大曾町6丁目3番地

(2) 施設内容及び規模

- ①敷地面積 約17.4ha
- ②野球場 2面
- ③多目的グラウンド 83m×62m 2面、120m×80m 1面
- ④テニスコート 6面（照明設備有り）

- ⑤弓道場 6人立（照明設備有り）
- ⑥旧牧場跡
- ⑦遊具広場
- ⑧展望台（閉鎖中）
- ⑨散策路
- ⑩駐車場敷地内の外構及び植栽
- ⑪その他の施設

(イ) 常滑市グリーンスポーツセンター

管理棟研修室を備えた、キャンプのできる施設です。

(1) 場 所 常滑市大曾町3丁目81番地

(2) 施設内容及び規模

- ①敷地面積 約3.3ha
- ②キャンプ場
- ③芝生広場
- ④研修棟
- ⑤敷地内の外構及び植栽
- ⑥旧交通安全センター
- ⑦その他の施設

(ウ) 利用者数の状況

(単位：人)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 利用者 | 29,508 | 22,980 | 26,776 | 36,452 |

(エ) 収入の状況

(単位：円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 指定管理料 ※1 | 24,800,000 | 25,500,000 | 25,107,250 | 25,489,580 |
| 利用料金収入等 | 1,910,741 | 2,138,810 | 2,393,280 | 2,405,160 |
| 自主事業収入 | 4,834,940 | 5,848,278 | 7,128,629 | 9,854,995 |
| 収入計 | 31,545,681 | 33,487,088 | 34,629,159 | 37,749,735 |

※1 令和3年度、令和4年度は、屋外プール（閉鎖中）及び競技場の多目的グラウンドへの改修工事に伴い、指定管理料を減額した。

(エ) 支出の状況

(単位：円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 16,402,820 | 17,076,780 | 17,314,690 | 20,168,240 |
| 消耗品費 | 689,215 | 813,180 | 806,240 | 780,150 |
| 印刷製本費 | 216,379 | 366,719 | 414,520 | 358,260 |

| | | | | |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 通信運搬費 | 559,647 | 601,579 | 610,600 | 621,200 |
| 手数料 | 366,790 | 419,238 | 426,040 | 438,200 |
| 燃料費・交通費 | 598,136 | 702,483 | 816,570 | 748,690 |
| 使用料・賃借料 | 328,915 | 359,710 | 370,150 | 381,560 |
| 本社事務費 | 2,000,000 | 3,348,700 | 3,460,097 | 3,030,898 |
| 光熱水費 | 1,517,333 | 1,856,900 | 1,947,800 | 2,375,276 |
| 修繕費 | 3,117,306 | 2,864,580 | 2,690,602 | 2,883,641 |
| 委託料 | 4,216,925 | 4,034,980 | 4,268,160 | 4,426,890 |
| 原材料費 | 394,545 | 428,130 | 452,960 | 560,190 |
| 自主事業運営費 | 1,789,850 | 1,087,050 | 1,050,730 | 976,540 |
| 計 | 32,197,861 | 33,960,029 | 34,629,159 | 37,749,735 |

4 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 自主事業の企画及び運営に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関すること。
- (5) その他施設の管理上市長が必要と認める業務

※詳細については、別紙「大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンター管理運営業務仕様書」を参照のこと。

5 市及び指定管理者の業務分担（リスク分担）

市及び指定管理者の業務分担（リスク分担）は別表1「業務分担表（リスク分担表）」のとおりとします。

6 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度ごとに協定を結び支払います。

令和6年度から令和10年度までの単年度の指定管理料は、29,700,000円（消費税を含む。）以内とし、指定管理者の提案事項とします。指定管理料には単年度あたり2,500,000円の修繕費が含まれます。

7 利用料金制

指定管理者は、常滑市都市公園条例又は常滑市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例に定める利用料金の範囲で（変更する場合は常滑市の承認が必要）、自らの収入とすることができます。

※エネルギー価格の高騰、キャンプ場の安定的な管理運営のため、条例で規定する利用料金を見直す予定です。（令和6年4月1日から適用予定）見直した結果は以下のとおりです。

なお、指定管理料は利用料金を改定することを前提としているため、見直した利用料金を規定する条例が可決されなかった場合は別途、協議となります。

| 施設名 | 利用料金 | | | | |
|-------|------|----|-----|--------|--------|
| キャンプ場 | 基本料 | 1組 | 日帰り | 平日 | 990円 |
| | | | | 土休日 | 1,540円 |
| | | 宿泊 | 平日 | 1,980円 | |
| | | | 特定日 | 3,080円 | |
| | 入場料 | 1人 | 日帰り | 平日 | 220円 |
| | | | | 土休日 | 330円 |
| | | 宿泊 | 平日 | 440円 | |
| | | | 特定日 | 660円 | |

※特定日とは、4月29日から5月5日まで、土曜日、翌日が土曜日の祝日及び祝日の前日とする。

| 施設名 | 利用料金 | |
|-----|------|--------|
| 野球場 | 午前 | 3,560円 |
| | 午後 | 3,560円 |
| 庭球場 | 2時間 | 460円 |
| | 夜間 | 2,180円 |
| 弓道場 | 午前 | 260円 |
| | 午後 | 260円 |
| | 夜間 | 480円 |

8 自主事業の実施

(1) 事業内容

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が市の承認を得て施設内において自らの責任で自主的に行う事業で、事業運営にあたり、利用者・参加者から料金を徴収することができます。施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。

事業内容については、別紙様式集「**様式イ-5** 自主事業計画書」に記載してください。

(2) 収益金

この自主事業の収益金は、原則、指定管理者に帰属することとします。ただし、自主事業に係る経費（自主事業に係る人件費、光熱水費を含みます。）は、指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。

(3) その他

指定管理者に選定された場合でも、提案の自主事業の実施には別途市の承認が必要となります。

9 指定管理料の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営

努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返金を求めません。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

10 申請資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とし、個人では申請することができません。団体の場合は必ずしも法人格を必要としません。また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を1団体定めること、また構成団体及び代表者の全てが、次に掲げる欠格事項に該当しない者とします。

なお、申請の後、指定管理者の指定の日までの間に、下記のいずれかに該当することとなった場合は、申請は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 常滑市から指名停止措置を受けている者
- (3) 対象の国税、愛知県税、常滑市税を完納していない者
- (4) 公共的な団体等に対するあらゆる金銭の支払いについて完納していない者
- (5) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

11 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1）／正1部、写10部
- (2) 申請者の概要（様式第1の2）【複数の団体から構成される共同体による申請をする場合は、様式1の3～1の5を合わせて提出のこと】／正1部、写10部
- (3) 事業計画書（様式第2及び様式アー1～様式イー6）／正1部、写10部
- (4) 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3）【必ず管理料の見積り額を記入のこと】／正1部、写10部
- (5) 指定管理者の申請に係る誓約書（様式第4）／正1部、写4部
- (6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類／正1部、写4部
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し／正1部、写4部
- (8) 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書／正1部、写4部
- (9) 次に掲げる国税、愛知県税、常滑市税の滞納がないことを証する書類／正1部、写4部

【国税】

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）

【愛知県税】（未納税額がないこと用）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：個人事業税及び自動車税種別割

※提出書類は「未納税がないこと用」とすること。愛知県に納税義務がない場合は、愛知県税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

【常滑市税】

法人の場合：申請者に納税義務のある全税目

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：申請者に納税義務のある全税目

※常滑市税の納税義務がない場合は、常滑市税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

(10) その他、市が必要と認める書類

12 手続・スケジュール一覧（予定）

| No. | 手続 | 期間・期日等 |
|-----|------------------|----------------|
| 1 | 募集要項等の配布 | 令和5年8月9日～9月20日 |
| 2 | 説明会の参加申込 | 8月9日～8月18日 |
| 3 | 説明会の開催 | 8月22日 |
| 4 | 質問書の受付 | 8月23日～8月28日 |
| 5 | 質問書の回答 | 9月4日 |
| 6 | 申請書類の受付 | 9月19日～9月21日 |
| 7 | 選考委員会の開催（書類審査） | 10月上旬 |
| 8 | 選定委員会の開催（面接） | 10月上旬 |
| 9 | 候補者の決定 | 10月上旬 |
| 10 | 指定管理者の指定（市議会の議決） | 12月下旬 |
| 11 | 基本協定の締結 | 令和6年3月頃 |
| 12 | 年度協定の締結 | 令和6年4月1日 |

※上記手続及びスケジュールは変更する場合がある。

13 募集要項等の配布

(1) 配布場所

下記の常滑市のホームページ内からダウンロードしてください。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/gyoseikaikaku/1001451/1003354.html>

(2) 配布期間

令和5年8月9日（水）から9月20日（水）まで

14 提出期間・提出場所等

(1) 提出期間

令和5年9月19日（火）から令和5年9月21日（木）

各日とも9時から17時まで（12時～13時は除く）

(2) 提出場所

常滑市役所内2階 建設部都市計画課

(3) 提出方法等

提出書類等について簡単に確認させていただきます。提出にあたっては、前日までに来庁時刻を予約の上で必ずご持参ください。郵送は不可とします。

15 申請者説明会

募集要項及び現地の状況等に関する説明会を開催します。(様式第5により要事前申し込み)。申請される団体は、当該説明会に参加していただくことを原則とします。

(1) 開催日時 令和5年8月22日(火) 午後2時から

(2) 開催場所 大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンター (Tel0569-35-2797)

※大曾公園管理事務所へ集合してください。

(3) 参加申込 申請者説明会参加申込書(様式第5)を令和5年8月18日(金) 午後5時15分までに常滑市建設部都市計画課へ提出(メール又はFAX)

※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

(4) その他 説明会の参加者は、1団体2名までとします。当日は募集要項等を提供しませんので、必要な方は各自持参してください。なお、本説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請を行うことができますが、個別の説明は公正を期すため行いませんので予めご了承ください。

16 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年8月23日(水) から8月28日(月) 午後5時15分まで

(2) 受付方法 質問書(様式第6)に記入の上、常滑市建設部都市計画課へ提出(メール又はFAX)

※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

※なお、電話など口頭による問い合わせの受け付け及び回答は一切しませんのでご了承ください。

(3) 回答方法 市ホームページ上で回答します。(9月4日(月)を予定)

※ひぼう中傷など、公募に関係ない質問・意見等については、回答しません。

17 候補者の選定方法

選定委員会にて、提出書類を別表2「令和5年度 指定管理者選定基準 配点表」の基準及び項目ごとに審査及び面接審査を実施し、総合的に判断して候補者を選定します。

面接審査は10月上旬を予定しており、法人その他の団体の説明者は3名以内とし、実際に業務に携わる者は原則、参加してください。面接日時及び場所については、後日連絡します。

18 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

19 指定の手続

選定委員会にて選定した候補者は、地方自治法の規定により、議会の議決を経て指定管理者として指定し、

関係条例に基づいて告示します。

20 協定の締結

選定委員会が決定した候補者と、協定内容について事前協議を行います。市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定した後、市は指定管理者と協定を締結します。

協定は、指定期間5年間の基本的事項を定める「基本協定書」を締結するとともに、年度毎の指定管理料の支払等については「年度協定書」を締結します。

21 常滑市公契約条例に係る書類の提出

- (1) 本協定は、常滑市公契約条例に定める特定公契約に該当するため、①基本協定を締結した場合、②清掃業務、受付案内業務、電話交換業務、警備業務の一部を第三社に請け負わせる、又は再委託する場合は、速やかに労働条件報告書を市へ提出する必要があります。
- (2) 提出された労働条件報告書の内容に疑義があった場合など、市が確認する必要があると認めた場合は、聞き取り調査等を実施する場合があります。

※詳しくは、「常滑市公契約条例」、「常滑市公契約条例施行規則」をご確認ください。

22 その他

- (1) 申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- (2) 市に提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 市は、指定管理者の選定に伴う公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 指定管理者指定申請書を提出した後、指定を辞退する場合は、**様式第7「辞退届」**を提出して下さい。

23 提出先及び問合せ先

常滑市役所内 建設部都市計画課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL0569-47-6122 (直通) FAX0569-35-5642

E-mail toshikei@city.tokoname.lg.jp

別表1

業務分担表（リスク分担表）

| No. | 項目 | 細目 | 負担者（※） | |
|-----|-------------------|---|------------|---|
| | | | 市 | 管 |
| 1 | 施設の運営等 | 施設の維持管理・運営、施設内整備、備品の維持管理 | | ○ |
| 2 | 使用許可等 | 施設の使用許可、許可の取消 | | ○ |
| 3 | 住民及び利用者対応等 | 地域との連携、住民・利用者からの苦情・要望等対応 | | ○ |
| | | 上記以外 | ○ | |
| 4 | 施設の整備・修繕 | 施設・設備の設計や構造に起因するもの | ○ | |
| | | 指定管理者の故意・過失によるもの | | ○ |
| | | その他大規模修繕（第三者行為や経年劣化等、上記以外の理由により発生した50万円以上の修繕） | ○ | |
| | | その他小規模修繕（第三者行為や経年劣化等、上記以外の理由により発生した50万円未満の修繕） | | ○ |
| 5 | 物価の変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 6 | 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 7 | 法令の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ | |
| | | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 | | ○ |
| 8 | 税制の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更 | ○ | |
| | | 上記以外の税制変更 | | ○ |
| 9 | 資金の調達 | 指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由 | ○ | |
| | | 上記の場合以外 | | ○ |
| 10 | 政治、行政上の理由による事業の変更 | 政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合の経費負担 | ○ | |
| 11 | 不可抗力 | 不可抗力（自然災害、暴動等）に伴う、施設、設備の修復に係る経費 | ○ | |
| | | 災害時の対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置） | ○ (指示等) | ○ |
| 12 | 書類の誤り | 仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | | 事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの | | ○ |
| 13 | 利用者の安全確保 | 利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応 | | ○ |
| 14 | 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了又は指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 | | ○ |
| 15 | その他 | 上記に定めのない事項または疑義がある場合は、協議の上で定める。 | | |

（※）「市」は常滑市、「管」は指定管理者の意

別表2

令和5年度 指定管理者選定基準 配点表

【施設名 大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンター】

| 選定基準・区分 | | 審査項目 | | 配点 |
|------------|-----|-------------|----------------------------------|-----|
| 1. 資格審査 | ア-1 | 動機・意欲 | 申請した動機や意欲 | 5 |
| | ア-2 | 組織能力 | 組織体制、職員研修、法令順守、個人情報保護 | 5 |
| | ア-3 | 財務能力 | 団体の財務状況の健全性 | 5 |
| | ア-4 | 運営実績 | 類似施設・業務を運営した実績 | 10 |
| | ア-5 | 労働条件 | 職員の労働条件（労働時間、給与、健康管理、労災・雇用保険の加入） | 10 |
| 小 計 | | | | 35 |
| 2. 提案審査 | イ-1 | 基本方針 | 施設管理の基本的な方針 | 10 |
| | イ-2 | サービスの 向上 | 利用者ニーズの把握、利用促進、利用拡大の取組内容 | 10 |
| | イ-3 | | サービス向上の取組 | 15 |
| | イ-4 | 危機管理 | 危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策 | 10 |
| | イ-5 | 自主事業 | 施設を活かした自主事業の開催計画・収支計画 | 10 |
| | イ-6 | 経費縮減 | 市の定める上限額と申請者提案額の比較 | 10 |
| 小 計 | | | | 65 |
| 合 計 | | | | 100 |